

複合施設ホステルかまた「ハーモニーホール使用取扱い」要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「複合施設ホステルかまた」が地域に開かれた施設として「ハーモニーホール」(以下「ホール」という)を地域に開放するため、「ホール」の使用に関し必要な事項を定めたものである。

(「ホール」の用途および定員)

第2条 「ホール」の用途は、講演会・研修会・映画会・発表会等とし、定員は120人とする。

(受付期間)

第3条 「ホール」の使用の受付期間は、使用しようとする日の1ヶ月前の月の1日からとする。

(使用申込)

第4条 「ホール」を使用しようとする者は、「ハーモニーホール使用申込書(兼承認書)」を「複合施設ホステルかまた」施設管理者に提出して承認を得なければならない。

(使用承認の条件)

第5条 第1条および第2条の趣旨にあったものとし、次条の各号に該当しないことを条件とする。

(使用の不承認)

第6条 「ホール」の使用を承認しない場合は、次のとおりとする。

- ①暴力団又はその構成員が使用するとき
- ②宗教的宣伝活動のために使用するとき
- ③物品の販売、有料の催し物に使用するとき
- ④その他、特に好ましくないと認めるとき

(利用期間)

第7条 利用時間は準備・復元時間を含み9：00～17：00とする。

但し、日曜・祝祭日・年末年始（12／31～1／3）を除くものとする。

(使用料金)

第8条 使用料金については下記のとおりとする。

午前（ 9：00～12：00）・・・ 10,800円

午後（13：00～17：00）・・・ 15,120円

※ マイク（1本）972円、 AV設備3,240円は別料金とする。

尚、機器類の故障の際は、取り扱い等不注意により損傷した場合においては修理代を実費お支払い頂きます。

時間外については、1時間につき3,240の追加料金とします。

(施行細目)

第9条 この要領に定めのない必要事項については、複合施設ホステルかまた施設管理者が定めるものとする。

(附則)

第10条 この要領は平成19年7月1日より施行する。

この要領は平成26年4月1日より施行する。

ハーモニーホールを使用の際には、他の利用者への御配慮もよろしく願います。